

■ 第3章 計画の基本的方向性

第3章 計画の基本的方向性

1 基本理念

つながりの輪で だれもが笑顔あふれるまち かいづ

本市の最上位計画である「海津市第2次総合計画」の“医療・保健・福祉”分野において、すべての市民が健康で安心して笑顔で暮らせるよう、お互いに思い合い、支え合う医療や保健・福祉の充実を推進するため、「だれもが健康で 笑顔あふれる まちづくり」を基本目標に掲げ、地域福祉に関する様々な取組みを進めてきました。

一方で、少子高齢化や世帯構造の変化に伴い、地域福祉を取り巻く環境は、複雑かつ多様な福祉課題を抱えた世帯が増えており、公的サービスだけでは十分に対応していくことは難しくなっています。

また、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や地域活動の制限によって、市民一人ひとりのつながりの希薄化がさらに進行するとともに、地域においては、地域活動の担い手や後継者不足が課題となっており、地域コミュニティの衰退が懸念されています。

こうしたことから、だれもが住み慣れた地域で、自分らしく笑顔で暮らしていくためには、「自助」「互助・共助」「公助」の連携・協働により、地域で助け合い・支え合う、地域福祉の考え方が重要です。

そのため、本市では、市民一人ひとりが助け合いの心を持ち、年齢や障がいの有無、住んでいる地域に関わらず、あらゆる主体がつながり、共に支え合うことで、だれもが地域において自分らしく笑顔で暮らせるまちを目指します。

2 基本目標

基本理念のもとで施策を展開するに当たって、「地域福祉意識の向上」、「地域福祉活動の推進」、「地域福祉の環境づくり」を、達成すべき3つの基本目標として設定します。

1. 地域福祉意識の向上

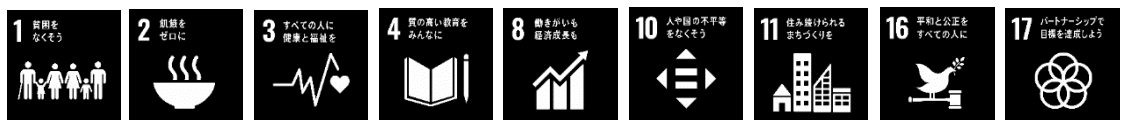
～だれもが地域に関心を持ち、様々な活動に参加します～



市民一人ひとりが地域に関心を持ち、障がい者や高齢者など、様々な人の人権を尊重し、地域福祉活動に参加できるよう、地域・学校などあらゆる機会を通じ、福祉に関する情報提供や啓発を行います。

2. 地域福祉活動の推進

～だれもが地域でつながるよう、地域の助け合い・支え合い活動を推進します～



すべての市民が地域で孤立せず、必要なときに必要な支援が受けられるよう、地域の見守りや交流の場づくりなど、地域を支える地域福祉活動の推進を図ります。

また、だれもが地域の一員として活動に参加し地域で活躍できるよう、社会資源の発掘や人材育成に取り組み、助け合い・支え合いのコミュニティづくりを推進します。

3. 地域福祉の環境づくり

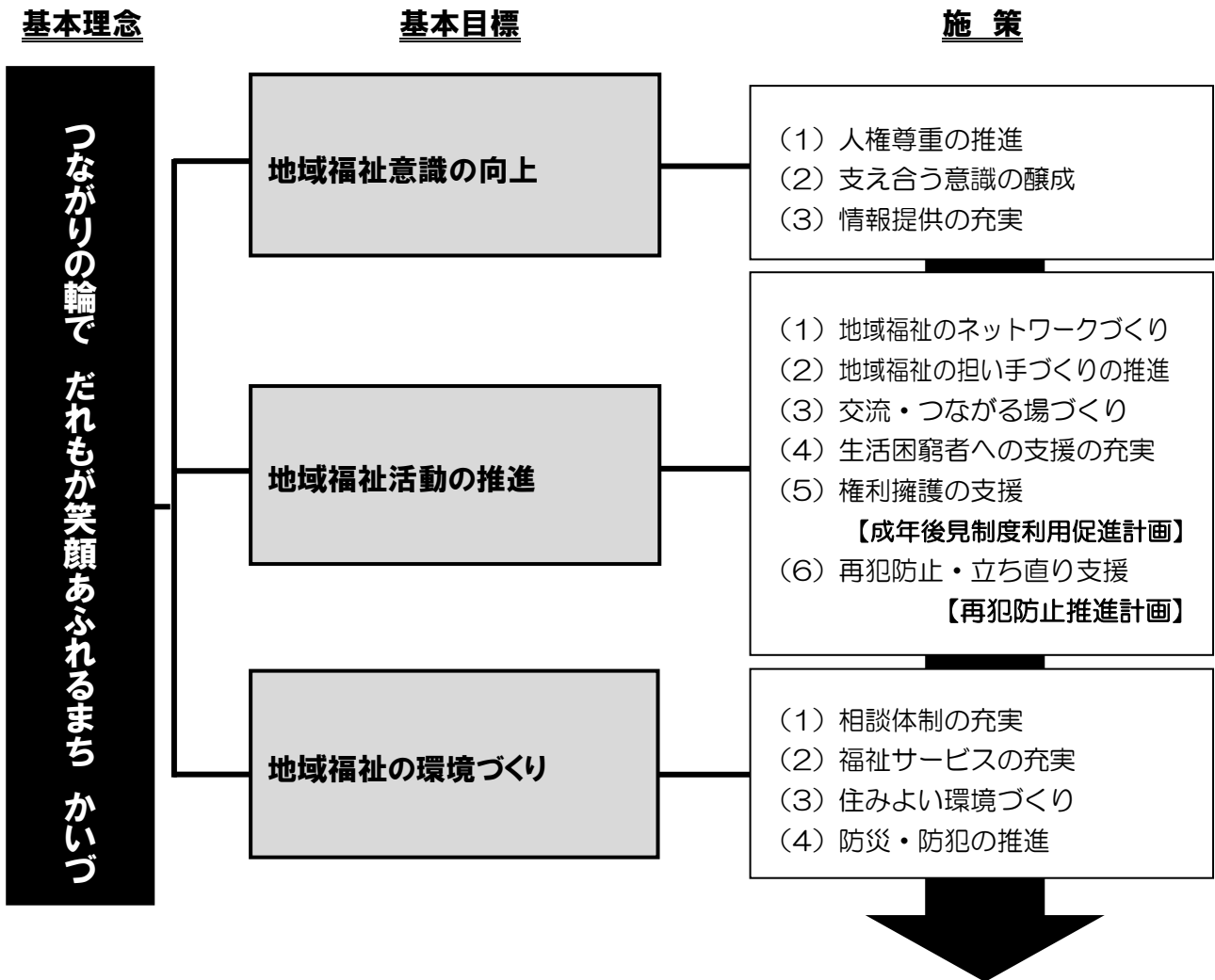
～だれもが必要なときに必要な支援につながる環境づくりに取り組みます～



市民一人ひとりのあらゆる困りごとに対し、市民や関係団体、行政、社会福祉協議会など、本市のあらゆる主体が、幅広く包括的に受け止めることができる相談支援体制を整備します。

また、すべての市民が暮らしやすい生活環境をつくるとともに、防災・防犯を推進し、地域の安全・安心を守ります。

3 施策体系



重点施策

対応すべき課題の整理（p.35～36）に対し、次の項目を重点施策とします。

対応すべき課題	重点施策
(1) 包括的支援体制の構築	(1) 多機関協働体制の構築
(2) つどいの場の充実	(2) 地域でのつながりづくり
(3) 人材育成・助け合いの意識向上	(3) 地域福祉の担い手育成
(4) アウトリーチ活動・伴走型支援	(4) 相談・支援体制の充実
(5) 移動支援の必要性	(5) 移動支援

4 本計画を担う各主体の役割

本計画を推進するに当たって、様々な主体における取組みが重要です。そのため、市民・地域、市社協、市、それぞれが取り組むべきことを位置づけ、本計画を推進していきます。

(1) 市民・地域

地域福祉を推進していく大きな力は、市民や地域で活動する福祉関係団体の皆さんです。一人ひとりが地域を知り、様々な問題解決に関心を持つことが大切です。まずは、地域や身近なご近所に関心を持ち、顔が見える関係を築きます。そして見守りや簡単な手助け、ボランティア活動への参加などの地域活動に取り組むことが期待されます。

また本市には、一人ひとりでは解決できない問題に対して、地域のつながりを活かして取り組む組織として、地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という。)があります。地区社協は、市民と力を合わせて、地域活動や事業に取り組むことが期待されます。

(2) 市社協

市社協は、地域福祉の推進主体として行政と連携しながら、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っていきます。引き続き、市民・地域の自主的な活動の支援や福祉人材の育成、地区社協との連携を行い、地域の課題解決に向けた事業を実施します。

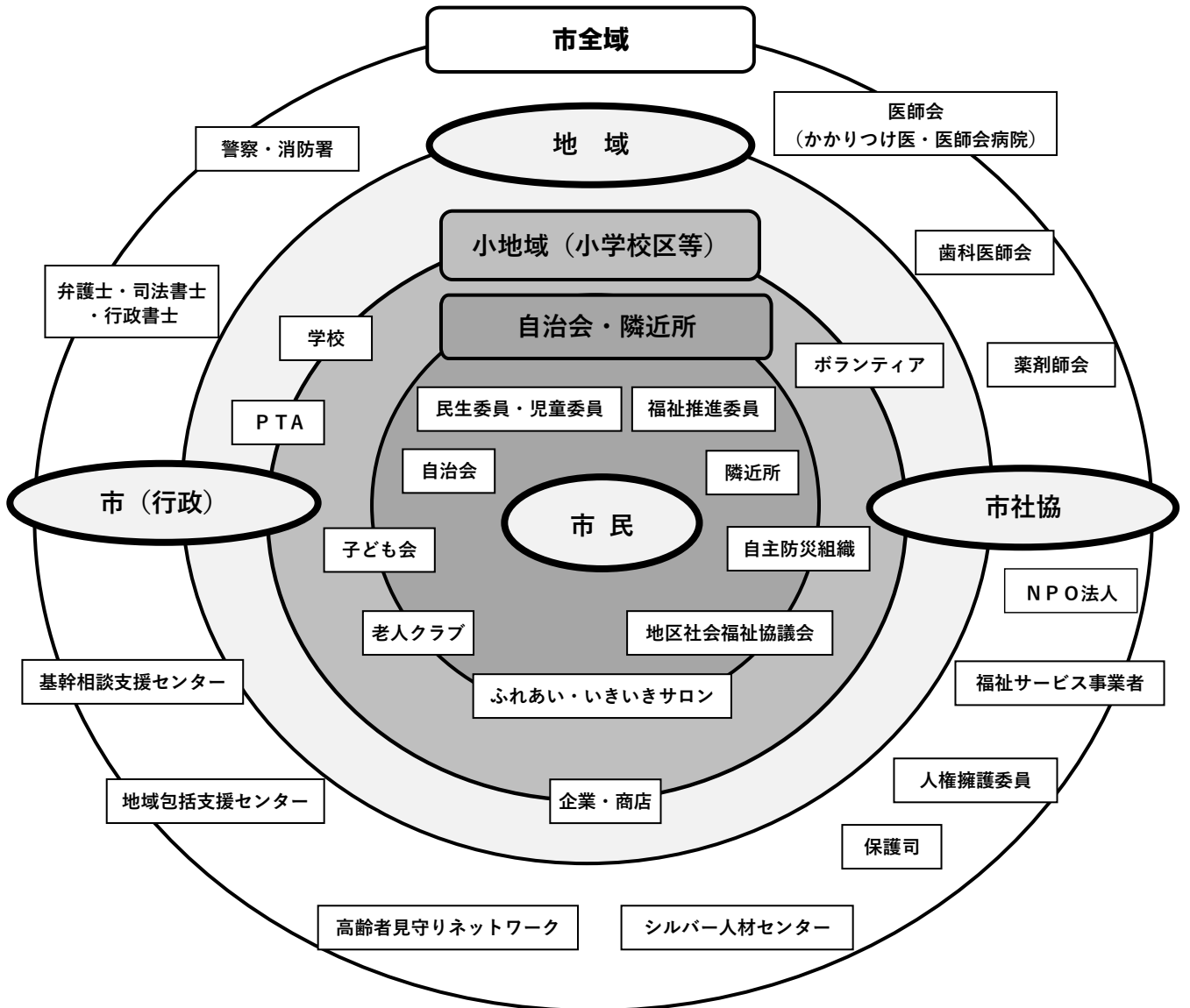
(3) 市

市民一人ひとりが地域福祉の担い手として、主体的に活動することができるよう、様々な取組みを効果的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。また、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない課題解決に向け、関連機関と連携し、福祉サービスを提供します。



生活支援活動(城山地区社会福祉協議会)

各主体のイメージ



5 重点施策

(1) 多機関協働体制の構築

課題（1）包括的支援体制の構築 への対応

①施策の方向

複雑化・複合化した地域課題が増加する中、庁内の横断的連携や横断的連携の中核を担う多機関協働体制が不可欠です。多機関協働体制では生活課題が複数分野にまたがっているケースに対して、庁内・関係機関の役割分担、支援の方向性の整理をします。

包括的支援に向けた重層的支援会議や支援会議を開催します。

重層的支援体制整備事業実施計画

多機関協働事業(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

支援会議(社会福祉法第106条の6)

②指標

指標	現状値	目標値
多機関協働体制の構築	—	構築

③取組み

市民・地域

困りごとの把握	・近所付き合いや交流の機会、福祉活動を通じて困りごとを把握し、専門機関へつなぎます。
---------	--

市社協

多機関協働体制との連携	・多機関協働体制のもと、必要な支援が途切れないよう、寄り添う継続的な支援を図ります。
-------------	--

市

多機関協働体制の構築	・庁内・関係機関の新たな連携を構築し、複雑化・複合化する地域課題に対応できる多機関協働体制を整備します。
重層的支援会議の開催	・多職種・多機関で連携・協働による包括的な支援を実施するため、重層的支援会議を開催します。
支援会議の開催	・支援関係機関同士の情報共有や支援が必要なケースに対応するため、支援会議を定期的に行います。

(2) 地域でのつながりづくり

課題 (2) つどいの場の充実 への対応

① 施策の方向

既存の事業では対応できない制度の狭間にある個別のニーズや複合課題に対応するためには、支援を必要とする方や世帯が、隣近所や地域と継続的なつながりを持つことが重要です。そのために、民生委員・児童委員などの団体と連携しながら、支援を必要とする方や世帯のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援制度につなげます。また、住んでいる地域の近隣助け合いネットワークなどの育成・支援を図り、地区社協などの地域における福祉の仕組みづくりを推進します。

子ども・子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉など各分野において実施されている既存事業を総合的にとらえ、ボランティアと支援ニーズをマッチングします。また、生活支援やつどいの場の確保・充実を図り、助け合い・支え合いのコミュニティづくりを行います。

重層的支援体制整備事業実施計画

参加支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

② 指標

指標	現状値	目標値
近隣助け合いネットワーク実施区・自治会	52団体 (令和4年度)	70団体 (令和9年度)
ふれあい・いきいきサロン	43箇所 (令和4年度)	45箇所 (令和9年度)

③ 取組み

市民・地域

地域福祉の担い手を知っておく	・地域の民生委員・児童委員や福祉推進委員の担当や、地区社協について、あらかじめ知っておきます。
サロン活動の推進	・定期的にサロンを開催することにより、市民交流を行うとともに、困りごとの相談や情報共有の場とします。

市社協

近隣助け合いネットワークづくりの支援	・地域における見守りや、生活課題の抽出を行うネットワークづくりを推進します。また抽出した課題については、支援につながるよう、ボランティアや関係機関につなぎます。
ふれあい・いきいきサロンへの支援	・高齢者や障がい者、子育て世帯など、だれもが楽しく交流を深め、気軽に参加できる地域の居場所として、地域の自主的な活動を支援します。

地区社協への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協の活動が持続的に取り組むことができるように、情報提供や連携支援を行います。 ・地区社協の役割と組織的な運営を強化するため、地区社協の役員会、運営委員会、専門部会などの活動を支援します。 ・地区での福祉課題と問題解決の仕組みをつくる地区福祉活動計画の策定を支援します。 ・地区社協活動の充実のため、地区社協相互の情報交換や、運営に関する研修及び調査などを行います。
生活支援体制の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターを中心として、市内で支援活動を行っている団体との情報交換や、連携・協働による資源開発等を推進する協議体により、生活支援を推進します。

市

市民・団体等のつながりづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や活動の中でつながりを持つ機会の少ない市民・団体等の、連携を促進します。
居場所づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源を把握するとともに、地域や市社協と連携し、世代や分野などの属性を問わない新たな居場所づくりを進めます。
学校と地域が連携した地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携しながら、学校運営や行事を推進することで、学校と地域が一体となって子どもの成長を支えます。
子育て支援に係る地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談や情報提供・助言、講座を開講します。 ・子どもたちの成長に必要な「遊び」と「学び」を提供し、保護者同士が気軽に交流できる場として、安心して親子が過ごせる「こども未来館」を整備します。
介護予防のためのつどいの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやSNS等を活用した情報発信を行い、介護予防活動への参加を促します。 ・介護予防のための栄養改善・口腔機能・認知症・運動等に関する教室を実施します。 ・市民の自主サークルの支援を行います。
障がい者の地域活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者への活動機会の提供及び社会との交流等を行います。専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。
コーディネーターへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの活動を支援し、生活支援の充実に関する資源開発等を促進します。 ・地域福祉コーディネーターの活動を支援し、地域の課題に対応する事業の企画・立案、実施に向けた調整を促進します。

(3) 地域福祉の担い手育成

課題 (3) 人材育成・助け合いの意識向上 への対応

①施策の方向

ボランティアセンターを通じて、意欲のある市民や団体のボランティア登録を推進し、人材の発掘、育成に努めます。新たな担い手の確保のために、各種ボランティア養成講座を推進し、活動内容への市民の理解を深めます。ボランティア活動の立ち上げや利用者への情報発信などの支援を行います。

学校教育などで福祉活動の意義や重要性への認識を深め、福祉広報活動により市民の福祉意識の高揚と相互扶助意識の醸成に努めます。

重層的支援体制整備事業実施計画

地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

②指標

指 標	現状値	目標値
ボランティア登録団体	72団体 (令和4年度)	75団体 (令和9年度)
個人ボランティア	153人 (令和4年度)	180人 (令和9年度)
介護予防リーダー	16人 (令和4年度)	40人 (令和9年度)
認知症サポーター	4,462人 (令和4年度)	6,800人 (令和9年度)
生活支援サポーター	169人 (令和4年度)	210人 (令和9年度)
ゲートキーパー	239人 (令和4年度)	293人 (令和9年度)
地域福祉コーディネーター	0人 (令和4年度)	1人 (令和9年度)

③取組み

市民・地域

地域活動への参加	・地域の一員として、自らの持つ知識や技術、経験を生かし、様々な活動に参加します。 ・地域活動へ参加するとともに、隣近所・友人に参加を呼びかけます。
子どものころからの活動参加	・子どものころから地域に関心を持つとともに、地域活動に関わります。
ボランティアなどの研修受講	・ボランティア養成講座などの研修会へ積極的に参加します。

市社協

市民活動ボランティアセンターの強化	・ボランティアや市民活動の活性化を図るため、活動希望者と依頼者のマッチングやニーズの掘り起こしなど活動に関する相談支援、需給調整、情報提供などボランティアの総合的な支援をします。
ボランティア人材の育成	・ボランティア養成講座を開催し、参加者の地域福祉やボランティア活動への理解と関心を深めるとともに、受講者へのボランティア活動や団体立ち上げの支援を行います。 ・高齢者の生活上の困りごとに対して、助け合い・支え合い活動を行う生活支援サポーターの育成に取り組みます。
福祉協力校の推進	・市内の小学校・中学校・高等学校などを対象に、福祉協力校として指定し、各学校の福祉に関する取組みを支援します。
地域福祉コーディネーターの配置	・地域福祉コーディネーターを配置し、人材育成や助け合いの組織づくり、つどいの場づくりを行います。

市

介護予防リーダーの養成	・高齢者が通える範囲にある場所で、住民主体の体操活動等を展開するために、介護予防リーダーを養成します。
認知症サポーターの養成	・認知症サポーター養成講座を通じて、認知症に関する基礎知識や認知症の方への対応方法等について、市民に理解してもらえるよう努めます。また、小学校等の学校教育の場においても、養成講座を実施します。
生活支援サポーターの養成	・生活支援サポーターの意義や役割についての講座を行い、生活支援サポーターを養成します。
ゲートキーパーの養成	・地域や職場、学校などにおいて、身近な人の自殺のサインに気づき、悩みを傾聴し、専門機関につなぐゲートキーパーを養成します。
福祉教育の推進	・学校教育の中で、福祉に関する考え方を啓発するとともに、福祉活動に関する体験をすることで、将来的な福祉人材を育成します。
地域福祉コーディネーターの養成	・市民のニーズを把握し、地域の課題に対応する事業を企画・立案、実施に向けて調整を行う地域福祉コーディネーターを養成します。



担い手の育成(生活支援活動担い手養成講座)

(4) 相談・支援体制の充実

課題 (4) アウトリーチ活動・伴走型支援 への対応

①施策の方向

本人やその世帯の属性を問わず、それぞれの支援関係機関が困りごとを抱える方や世帯の相談を包括的に受け止めたうえで、利用可能な福祉サービスを提供している機関につなげます。

また、社会的孤立などの問題に対しては、訪問等を通じて本人やその世帯の言葉に耳を傾け、寄り添い、伴走しながらつながり続ける支援を行います。

重層的支援体制整備事業実施計画

包括的相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

②指標

指標	現状値	目標値
相談支援コーディネーター	6人 (令和4年度)	16人 (令和9年度)
包括的相談支援機関	0機関 (令和4年度)	10機関 (令和9年度)

③取組み

市民・地域

相談支援を活用	・心配ごとや困りごとがあったら、民生委員・児童委員や福祉推進委員に相談します。
相談窓口へつながる	・地域で困りごとの相談を受けたときは、市、市社協などの相談窓口に連絡します。

市社協

総合相談	・市民を対象に、だれもが相談しやすい専門相談窓口を設置し、様々な問題や悩みごとの相談を受けます。また、様々な相談に対しても対応できるよう体制を整えます。
巡回相談	・民生委員・児童委員と市社協職員が、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯等を訪問し、要望や日常生活の困りごとなどの相談を受けます。

市

包括的相談支援の整備	・それぞれの支援機関が困りごとを抱える方の相談を、福祉の各分野の属性に関わらず、包括的に受け止め、その課題を整理したうえで、利用可能な福祉サービスの情報提供等により必要な支援機関につなぎます。(相談支援機関の図のとおり)
成年後見センター(仮称)の設置	・認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方が、財産や権利の侵害を受けることのないよう、成年後見センターを設置し、成年後見制度の円滑利用に向けた支援を行います。
子ども家庭総合支援拠点の整備	・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や、訪問等による継続的支援業務を行います。 ・特定妊婦等を対象とした支援も担うため、子育て世代包括支援センターと一体的な支援の実施を図ります。
相談員の人材育成	・相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止めるため、支援機関の相談員に対する研修の充実を図り、相談対応力の向上に努めます。また、総合的に相談を受けることができる人材の発掘・育成を行います。

本市の相談支援機関

【介護】	地域包括支援センター(高齢介護課) 在宅介護支援センター(高齢介護課:委託)
【障がい】	基幹相談支援センター(社会福祉課:委託) 発達支援センターくるみ(社会福祉課) 知的・精神相談支援事業(社会福祉課)
【子育て】	子育て包括支援センター(健康課りんく、こども未来課)
【生活困窮】	くらしサポートセンター(社会福祉課:委託) 職業消費生活相談センター(商工観光課)
【福祉全般】	なんでも相談センター(社会福祉課:委託)

(5) 移動支援

課題 (5) 移動支援の必要性 への対応

① 施策の方向

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、通院、買い物などに伴う移動手段が欠かせません。市内においては、公共交通として養老鉄道、名阪近鉄バス、コミュニティバスとデマンド交通があり、自主的な取組みとして、NPO法人(まごの手クラブ)による福祉有償運送と、3地区で地区社協による移送サービスが実施されています。

しかし、高齢化の進行に伴い、免許返納等により自動車運転ができなくなった方や、バス停までの道のりを歩くことが難しい方など、日常的な移動手段のない方が増加することが考えられます。また、乗降に手助けや見守りが必要であるなど、もともと気軽に公共交通を使うのが難しい方もいます。

こうした移動制約者に対し、地域における取組みを活かしながら、使いやすく安全な移動手段を確保し、すべての市民が安心して暮らせる環境を目指します。

② 指標

指標	現状値	目標値
移動支援など実施団体等	4団体 (令和4年度)	5団体 (令和9年度)

③ 取組み

市民・地域

日常的な乗合	・隣近所で公共交通機関を利用するのが困難な方がいた際に、自家用車等の乗合により移動の支援を行います。
福祉有償運送	・公共交通機関を利用して移動することが困難な高齢者や障がい者を対象に、通院や買い物の際の送迎や同行を有償で行います。
移送サービス	・地区社協の事業として、地区の方の通院や買い物の際の移動を支援します。

市社協

移送サービス団体等への支援	・既存の移送サービス団体等に対し、情報提供や人材の育成、掘り起こし、人材の確保などの活動支援を行います。 ・新たに移送サービスの取組みを検討している団体等の立ち上げ支援を行います。
---------------	---

市

地域公共交通の運行	・コミュニティバス及びデマンド交通を運行し、高齢者、障がい者など移動の困難な方を支援します。
地域公共交通会議	・交通事業者も参加する、地域公共交通のあり方について検討する会議を開催します。交通事業者の意向も踏まえながら、市民の移動手段を確保できるよう協議を進めます。
移送サービス団体等への支援	・福祉有償運送や地区社協などの移送サービスを行っている団体等に対し、持続可能なサービスを提供できるよう運営補助を行います。 ・運転手など今後における担い手不足の解消に向けて、地域や関係機関と連携を図り、ボランティアとマッチングを行うとともに、人材の掘り起こしを支援します。



外出・買い物支援(西江地区社会福祉協議会)